

[事案 29-135] 遅延利息支払請求

・平成 29 年 11 月 15 日 和解成立

<事案の概要>

追加支払いされた手術給付金に対し、給付金請求当初からの遅延利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

過去の手術給付金は会社が故意に少なく支払ったものであり、何回も支払いの修正を断わられて迷惑を受けたので、追加支払いされた給付金に対し遅延利息を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 手術給付金を追加支払いした経緯は当社の総合的判断によるものである。
- (2) 追加支払いについては、申立人からの申し出後に速やかに対応している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人への事情聴取については、申立人が書面による審理を希望したので実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、諸事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会で検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。